

著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

1. 検討課題

インターネット上における著作権保護のための国際ルール形成については、96年のWCT及びWPPTの成立以降、視聴覚実演の保護、放送機関の保護について、引き続きマルチの場（WIPO）において議論が重ねられてきたが、合意形成の目途は立っていない。他方で、欧米は、地域レベル（EUはEU域内、米国はアジア地域等）を対象に、各々の関心事項について、マルチの議論を補完する取組を試みる動きも見られつつある。

- 著作権保護のルール形成に関するマルチの場での議論の閉塞状況を打開するために、どのような対応が考えられるか。
- 米国やEU等の地域レベルでの補完的な取組について、どう評価すべきか。

2. 近年の経緯と今後の予定

[WIPO]

2008年10月 WIPO/一般総会

- ・ 視聴覚実演の保護及び放送機関の保護について、本年のSCCRの議題とすることを採択。

2008年11月 WIPO/第17回SCCR

- ・ 視聴覚実演の保護に関し、地域セミナーの成果報告を実施。次回SCCRの議題とすることを採択。地域セミナーの継続を支持。
- ・ 放送機関の保護に関し、議長が、今後の検討のオプション（A案：従来どおり排他的許諾権を付与する方式、B案：レコード保護条約をモデルとした保護の方法は問わない方式）を示すペーパーを提示したが、結論は得られず、継続議論となった。次回のSCCRにおいて、理解増進のための情報交換会合の開催を採択。

2009年5月 WIPO/第18回SCCR開催予定（25日～29日）

- ・ 放送機関の保護、教育の権利制限に関する情報交換会合
- ・ 議題：権利の制限と例外、放送機関の保護、視聴覚実演の保護

[APEC(アジア太平洋経済協力会議)]

2008年8月 第27回 IPEG(知的財産専門家会合)

- ・ 米国が、シグナル・パイラシー・イニシアティブを提案。
 - －PAY-TVの信号窃取を対象
 - －影響分析と相互理解の増進、法的課題とベストプラクティスの整理、法制面でのガイドライン作成と国内法制への普及

2009年3月 第28回 IPEG(知的財産専門家会合)

- ・ 米国が、信号窃取対策に係るベストプラクティス実現のためのワークショップの開催(11月)を提案、採択。
- ・ 米国が、盗撮防止対策に関する新規プロジェクトを提案。
 - －影響分析と相互理解の増進、法的課題とベストプラクティスの整理、法制面でのガイドライン作成と国内法制への普及

2009年7月 第29回 IPEG(知的財産専門家会合)開催予定

[欧州評議会(The council of Europe)]

2008年2月 EU閣僚会議

- ・ 法的拘束力のある放送機関の保護の可能性に関する検討に関し、2009年12月を期限とするマンデートを、下部のメディア・ニュー・コミュニケーション・サービス運営委員会(CDMC)に付与。

2008年7-9月 CDMCにおいてワーキンググループを設置し、検討開始。

- ・ 英国、オーストリア、オランダ、ルーマニア、フィンランド、スイス及び放送機関で構成)を設置し議論。

2008年11月 CDMCにワーキンググループ報告書を提示。

以上